

Closing out 2016

注：本資料はDeloitteのIFRS Global Officeが作成し、有限責任監査法人トーマツが翻訳したものです。

この日本語版は、読者のご理解の参考までに作成したものであり、原文については英語版ニュースレターをご参照下さい。

トーマツ IFRSセンター・オブ・エクセレンス

本IFRS in Focusの特別版では、規制当局の焦点の分野、現在の経済環境又は会計基準の変更を受けて2016年12月31日に終了する年度に関連する可能性のある財務報告の論点を記載している。

デロイトの「Global Economic Outlook」*1は、経済状況及びグローバル経済の見通しに関するデロイトのエコノミストの見解を提供している。レポートは、2016年に表面化した重大なレベルの不確実性、とりわけ英国のEU離脱に関する国民投票の結果について強調している。英国の欧州及び世界との今後の関係性についての問題のみならず、例えば、米国の大統領選の過程で発生したグローバル化や経済統合（例えば、国際貿易協定）の将来の不確実性がさらに広がることを強調している。

他の法域で生じている問題には、米国の雇用創出水準に関する懸念、ユーロ圏各地のデフレ圧力や中国のコレプレート債務の上昇が含まれる。

グローバルレベルでは、コモディティの価格は歴史的な低水準が続いており、2016年下半年に若干回復したものの、石油は依然として、ほんの数年前の1バレル100ドルを大きく下回っている。2017年以降の石油や他のコモディティの見通しは、不透明なままである。

そのため、財務諸表の作成者は、活動する環境に応じて様々な課題に直面する可能性がある。さらに、会計基準の適用には、引き続き十分な検討と重大な判断の適用が要求される。

当「IFRS in Focus」の特別版は、規制当局が焦点を当てる可能性がある分野やIFRSの開発のように、2016年12月期の財務報告に関連する他の論点とともに、上述のいくつかの考察を強調している。

1. 時事論点—2016年12月31日現在

(1) 市場変動の影響

最近の政治的に不安定な情勢は、国際市場の変動や「実体」経済の見通しの不透明感につながっている。

この変動は、直接的・間接的に財務諸表に多大な影響を与えることになる。

① 為替レート

ブレグジット（Brexit）の投票結果の市場へのもっとも顕著な影響は、他の主要通貨に対する英国通貨（ポンド）の価値の著しい下落である。これは、ポンド建て残高の他の通貨への換算（又は、ポンドが機能通貨であり、他の通貨によって表示されている残高をポンドへ換算する企業）及び在外営業活動体の再換算（繰り返すが、ポンド建ての営業活動を他の表示通貨へ、又は、他の機能通貨での営業活動をポンドへのいずれも）の際の為替差損益の程度に重大かつ直接的な影響を与える。こうしたことから、為替レートの変動のレベルを踏まえ、外貨建取引と在外営業活動体の収益及び費用のいずれの再換算に平均レートを使用することが引き続き適切であるかどうか、又は報告期間内の取引のタイミングを反映するように平均レートを調整する必要があるかどうかを検討することが重要になる。

外国通貨の変動幅が著しく増大する可能性もあるため、この影響が年度の成果の報告の中でさらに目立つことになるかどうかについても検討すべきである。加えて、従来は取るに足らない事項（キャッシュ・フロー計算書の最後に表示されている現金及び現金同等物の換算差額の影響のように）が、現在ははるかに大きくなっており、ひいては、追加の焦点となっている。

外国通貨の変動が、間接的に影響を与える可能性のある例示は以下のとおりである。

- IAS第36号「資産の減損」の減損テストに使用される予測キャッシュ・フローの機能通貨での価値
- 外貨建てで販売されると見込まれる棚卸資産の正味売却可能価額
- ヘッジ関係の有効性及びヘッジ会計の開示（重大な為替リスクに晒されている企業の投資家が、ヘッジの取決め範囲及び条件に関心を高める可能性があるため）
- 金融商品のリスクの開示。特に、IFRS第7号「金融商品：開示」で要求されている感応度分析を目的として、「合理的に可能性のある(reasonably possible)」と考えられる為替レートの変動の程度の再評価が必要となる場合がある。

*1 原文（英語）に関しては、デロイトのウェブサイト（<https://dupress.deloitte.com/dup-us-en/economy/global-economic-outlook/2016/q3.html>）を参照いただきたい。

当然ながら、外国通貨の変動は直接ビジネスにも影響を及ぼす（例えば、輸入コスト又は海外売上に対して請求できる価格）。これらの影響は、例えば減損テストや継続企業の前提（going concern）の評価を目的とした将来キャッシュ・フローの予測の際に考慮しなければならない。

ベネズエラ

ベネズエラは、異なる目的には異なるレートを使用するという通貨規制を厳重に課しているため、近年の課題は、ベネズエラ・ポリバルで表示されている残高及びベネズエラの営業活動体の結果報告を再換算するための適切なレートを識別することである。

当期において、「補足的なフロート制為替レート（Dicom）」（2016年3月に導入され、執筆時点で1ドル＝約660ポリバル・フェルテである）が、多くの主要食料品や医療品の取引を除いてすべてに適用されるレートとなるため、これが個々のポリバル建ての残高及びベネズエラの営業活動体の成果の報告の双方を再換算するために一般的に使用されることが見込まれている。

② 金利

一般的に多くの法域で金利は低く、場合によってはマイナスになっている。貸付又は借入活動によって生み出される収益又は費用に影響すると同様に、市場金利は以下を含む様々な残高に適用される割引の基礎となっている。

- IAS第19号「従業員給付」での確定給付制度債務
- IFRS第2号「株式に基づく報酬」でのストック・オプション又はその他の付与
- IAS第37号「引当金、偶発負債及び偶発資産」での長期の引当金
- IAS第36号「資産の減損」での使用価値の算定

さらに、金利の変動が重要な影響をもたらす場合には、感応度に関する開示が必要になる可能性がある。これには例えば、減損レビューにおけるヘッドルームがある。

通常は、IFRSはすべての残高にわたって同じアプローチを採用していないので、正しい項目に正しい割引率を適用するにあたっては注意が必要である。例えば、IAS第19号「従業員給付」の目的で使用される優良社債の利回りは、減損の計算で使用される加重平均資本コストの決定で使用される借入のコストとは異なる可能性がある。

表示の面で、2015年1月に、IFRS解釈指針委員会は、金融資産のマイナス金利は、収益の定義を満たさないため、金利収益ではなく、適切な費用の区分に表示すべきであることを述べるアジェンダ決定を公表したことに留意すべきである。

③ コモディティ価格

コモディティ価格は2016年を通して低いままであり、この点は採掘産業において直接的な影響がある。これは、特に、IFRS第6号「鉱物資源の探査及び評価」で資産化された探査及び評価のコストを含む資産の減損に関してであり、IFRS第6号は、探査の廃止の決定のような特定の状況において減損の評価を要求する。

さらに、影響は、例えば石油がコストの重要な部分である航空会社のような企業を含み、より広範に感じられる。影響を受けるすべての企業にとって、例えば次のような面でコモディティ価格が要因となる可能性がある。

- 減損レビュー
- 企業結合における取得した資産の評価
- コモディティ価格に連動するデリバティブ（単独又は他の契約に組み込まれたものの両方）の公正価値の評価

(2) 判断、リスク及び不確実性の影響の開示

不確実な時期に報告を行う場合、年次報告書の利用者に対して、企業が直面しているリスク及び不確実性に対する適切な洞察、及び財務情報を準備するうえで行われた判断を提供することが特に重要になる。

判断が行われる主要な情報源は、会計方針の開示であり、企業によって行われた選択及び判断と、年次報告書全体で提供される財務情報を利用者に理解できるように十分に具体的で詳細にすべきである。例えば、年次報告書の他の場所で記述されている収益の源泉（企業の事業モデルの記述など）が、収益認識の方針によってどのように取り扱われているかを明確にすべきである。このことは長期契約や財及びサービスの束の販売のような複雑な状況において認識される収益の場合に、説明が特に重要になる。

また、関連会社に対する事業の移転のような重要な「一度限りの」取引や、初めて発生した論点（例えば、これまでは常に積立不足である年金制度の積立超過）を取扱う場合に、会計方針の開示の完全性も検討されるべきである。適切な会計処理を開発することに焦点を当てるものの、新しい会計方針を適切に開示する必要性を見過ごすことは容易である。

この情報は、IAS第1号「財務諸表の表示」における重要な判断及び見積りの不確実性の発生要因で要求される開示で補足される。さらに、それらは明確で企業固有のものでなければならない。特に、見積りの不確実性における開示の定量的要素は見過ごすべきではなく、IAS第1号125項で要求されている内容及び翌事業年度において見積りの不確実性が重要性のある修正の重要なリスクを生じさせる資産及び負債の帳簿価額についての開示を要求している。本基準は、単独で又は組み合わせにより、これらの要求事項を満たす開示例を多く提供する。

- 前提の内容又は、他の見積りの不確実性
- 資産及び負債の帳簿価額の、方法、仮定及びこれらの

帳簿価額の計算に使用された見積りに対する感応度

- 翌事業年度において不確実性の解決が予想される場合、当該事実及び合理的に生じる可能性のある結果の範囲
- その不確実性が未解消のままである場合、過去の仮定について行った変更の説明
IFRSはまた、使用された仮定及び特定分野で発生する不確実性に関する特定の要求事項を含んでいる。
- 公正価値測定における観察可能でない「レベル3」のインプットの適用における仮定及び感応度
- 減損テストの対象である資金生成単位(又はのれんのテストや資金生成単位グループ)の回収可能価額の見積りに使用された主要な仮定。関連性がある場合、使用価値又は公正価値の変更で使用された最終的な成長率及び割引率のような要因と同様に、詳細なキャッシュ・フロー予測の基礎となる仮定(例えば、収益又は利益の成長、外国為替及びコモディティ価格)を含む
- 減損を生じさせる主要な仮定における合理的に考え得る変更による感応度

(3) 財務業績の報告及び会計原則に基づかない指標 (Non-GAAP measures) の使用

現行のIFRSは、収益と純損益の表示項目及びその間の特定の表示項目(例えば、財務費用)の表示を要求している。IAS第1号「財務諸表の表示」で、その他の小計を含めることは認められているが、企業の業績の主要な指標としてしばしば示される数値(たとえば、営業利益)は定義されていない。IFRSにおける要求事項が存在しないなかで、規制当局は、財務業績の適切な報告に注意を集めている。

IASBの開示イニシアティブの一環としてIAS第1号に

なされた修正(2016年1月1日開始事業年度に強制適用)は、純損益計算書における小計の表示に下記の事項を要求することで厳密さを導入している。

- IFRSに従って認識及び測定が行われている金額からなる表示項目で構成される。
- 明瞭かつ理解可能となる方法で表示して名称を付す。
- 期間ごとの継続性がある。
- IAS第1号によって要求される表示項目よりも目立つ表示はしない。

これらの基本的な要求事項から拡張する際には、下記の事項に留意すべきである。

- 「営業利益」と名付けられた指標から、営業活動の一部と通常判断される棚卸評価損のような項目を除くべきではない。
- 項目に「例外的な」及び「非経常」と名称を付し、財務諸表に表示されている小計から除く場合には、留意すべきである。特に以下のような場合である。
 - 一過去の期間に影響を与えた項目又は将来期間に影響を与えると見込まれる項目は、「非経常」と名称を付すことはほとんどできない。
 - 一利得及び損失は、IFRSによって許容されない限り相殺すべきではない。
 - 一「例外的な」又は「非経常」項目を識別するアプローチは、公正(損失と同程度で利得の除外を伴う)であるべきであり、期間ごとに継続して適用し、明確に開示されるべきである(特定の項目を修正する必要があると考える理由の説明を含む)。
 - 一そのような項目の識別に関する明確な会計方針を提供すべきである。

「会計基準に基づかない」指標に関する規制上のガイダンスと「代替的業績指標(APM)」に関するESMAのガイドライン

上記で議論された懸念から、さまざまな規制当局がIAS第1号で要求されているもの以外の業績指標の利用に関するガイダンスを発行している。注目すべきは、証券監督者国際機構(IOSCO)は、会計基準に基づかない財務指標の使用のためのフレームを設定する、「会計基準に基づかない財務指標に関する最終文書」を2016年6月に公表した。また、欧州証券市場監督局(ESMA)は、規制された情報(透明性指令及び市場濫用規制の要求事項に従って市場で入手可能な情報としてEU法で定義)、及び2016年7月3日以後に公表される目論見書に開示される財務上のAPMsに対して適用される「代替的業績指標に関するESMAガイドライン」を公表した。

次ページに見られるように、IOSCOとESMAのガイドラインは、多くの側面でかなり類似している。

会計基準に基づかない財務指標に関するIOSCO文書

範囲—会計基準に基づく指標（例えば、プレス・リリース又は年次報告の説明セクションに含まれる、発行者の財務報告のフレームワークに従って決定される指標と定義）ではない、発行者の現在、過去又は将来の財務業績、財政状態又はキャッシュ・フローの数値指標である「会計基準に基づかない財務指標」に適用する。

財務諸表に含まれる開示は、範囲に含まれない。

財務指標ではない業務上又は統計的指標は範囲に含まれない。

会計基準に基づかない財務指標の定義—指標を定義、説明（標準化された指標ではない記載を含む）し、明確に名付けるべきである。また、その指標の使用の理由（情報が投資家に有用な理由の説明も含む）を説明すべきである。

偏りのない目的—会計基準に基づかない指標は、不利な情報の表示を避けるために利用されるべきではない。

会計基準に基づく指標の表示を目立たせること—会計基準に基づかない指標は、最も直接的に同等である会計基準に基づく指標より目立たせて表示すべきではない。

比較可能な会計基準に基づく指標への調整表—最も直接的に同等である会計基準に基づく指標への、明確で定量的な調整表が提供されるべきである。

期間を通して一貫した表示—比較の価値を表示すべきであり、会計基準に基づかない指標を、通常は各年度を通して一貫して表示すべきである。

従って、会計基準に基づかない指標の変更（又は、会計基準に基づかない指標の使用の中止）を、比較可能な修正された数値で説明すべきである。

経常項目—IOSCOの認識では、リストラクチャリング・コスト又は減損損失が「非経常」、「稀な」又は「通常ではない」と判断できる状況はほとんどない。

関連する情報へのアクセス—会計基準に基づかない指標の使用及び算定を裏付ける情報は、直接に指標に添付するか、情報が入手可能な箇所へ相互参照することにより、利用者に容易に利用可能であるべきである。

代替的業績指標に関するESMAガイドライン

範囲—適用可能な財務報告のフレームワークで定義又は特定される財務指標ではない、過去又は将来の財務業績、財政状態又はキャッシュ・フローの財務指標である「代替的業績指標」に適用する。

財務諸表に開示されるAPMsは、ガイドラインの範囲に含まれない。

ガイドラインは、以下についても適用されない。

- 物理的又は非財務指標
- 主要な株主、自己株の取得又は売却及び投票権の総数に関する情報
- 契約の条項（例えば、借入のコベナンツ）、又は法的要求事項（例えば、取締役の報酬計算の基礎）への遵守を説明する情報

APMsの使用に関する表示及び説明—APMsの明確で理解し易い定義を提供すべきである。APMsには、その内容と計算の基礎を反映する意味ある名付けがなされるべきである。

利用者がその目的適合性及び信頼性を理解できるように、APMsの使用を説明すべきである。

表示—過度に楽観的又は肯定的な名称をAPMsに使用すべきでない。

さらに、ESMAの「共通のエンフォースメントの優先事項」では、「財務諸表にIFRS基準で定義されていない業績の指標を含める場合には、発行者は、それらの指標が偏りのない方法で計算され表示されているか確かめるべきである（例えば、業績のネガティブな側面又は項目のみを除去、又は省略すべきではない）」と記載している。

APMsを目立たせることと表示—APMsは、財務諸表から直接もたらされる指標より目立たせ、強調して、又は権威ある、又は注意をそらす表示をすべきではない。

調整表—各APMを、財務諸表における直接的に調整可能な項目と調整すべきである。

比較と一貫性—APMsを各年度を通して一貫して表示すべきであり、比較情報を提供すべきである。

APMの定義又は計算の変更（又は、APMの使用の中止）を、修正再表示された比較数値で説明すべきである。

表示—項目を、非経常、稀な又は通常ではないと誤った名称を付すべきではない。例えば、過去の期間に影響を与え、将来の期間にも影響を与える項目（リストラクチャリング・コスト又は減損損失など）は、非経常、稀な又は通常ではないと考えられることはほとんどない。

参照による遵守—ガイドラインの開示原則は、APMsに関する開示を含んでおり、利用者に容易にアクセス可能な、既に発行された他の文書に直接参照することによって置き換えられる場合がある。

見解

デロイト発行「代替的業績指標：実務ガイド」*2は、APMの使用に関する追加のガイダンスを提供する。そのガイダンスでは、ベスト・プラクティスとして考慮すべき事項を提示し、企業がいかにかそのような指標を表示するかの実例を提供する。

より一般的には年次財務諸表における業績報告については、下記の事項について留意すべきである。

- セグメント情報を、「経営者の観点から」表示するというIFRS第8号「事業セグメント」の要求事項では、当該情報(表示されたセグメント及び開示された測定に関して)は、例えばマネジメント・レポート又はプレス・リリースで使用されている表示と整合すべきということを意味している。セグメント数値合計と対応する企業の数値の調整表及びオペレーティングセグメントを集約する際に行使された開示上の判断を表示する際にも、留意が必要である。
- その他の包括利益の項目の表示で、現行のIAS第1号「財務諸表の表示」では、関連会社又は共同支配企業のOCIの持分を含め、その後に純損益に振り替えられる項目と振り替えられない項目を別々に区分することを要求している。このガイダンスの間接的な影響は、子会社、関連会社又は共同支配企業の売却に係る利得又は損失の計算に関して、「リサイクルされる」項目はその算定に含まれる一方で、「リサイクルされない」項目は含まれないので明確である。さらに、利用者に重要な情報を提供するために必要とされるOCIの項目の分解のレベルを検討すべきである。
- EPSの算定は、特に株式オプション及び転換可能社債のような項目によって影響を受ける場合、しばしば複雑である。IAS第33号「1株当たり利益」によって要求される、計算の実施及び関連開示(例えば、基本的EPSと希薄化EPSで使用される加重平均株式数の調整)の提供には、留意すべきである。

(4) 新しい会計基準の影響

近年、IASBからは、重要な新しい会計基準が公表されているが、これらの基準は未発効である。IAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」では、公表済み未発効の基準が、企業の将来の財務諸表に及ぼす影響について開示を求めているが、当該要求事項は、投資家の関心が特に高く、規制当局の注目も高い領域である。

① IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」

IFRS第15号は、企業、特に複数の財及びサービスをまとめて提供する企業、長期契約を締結している企業に、幅広く、重要な影響を及ぼすであろう。

収益認識に対するIFRS第15号の適用影響がほとんどないと考えている企業であっても、契約を十分に評価し、IFRS第15号で要求される追加開示を作成するために必要となるデータの収集は、重要性の高い課題となり得る。

② IFRS第9号「金融商品」

IFRS第9号の影響は、IAS第39号「金融商品：認識及び測定」で適用される発生損失モデルから、IFRS第9号において要求される信用損失モデルへ移行するためのシステム開発が必要であることから、金融サービスのセクターで最も大きく感じられるであろう。しかし、その他のセクターの企業においても、この移行の影響、例えば、営業債権の減損損失の測定などを見逃すべきではない。

欧州においては、ESMAが、IFRS第15号の潜在的影響の開示を期待するパブリック・ステートメントを、またIFRS第9号についても同様の文書を公表した。これらの文書では、新基準の発効日が近づくにつれ、開示レベル及びその詳細度合いについての期待が高まっていることが示されている。これらの文書では、2016年の年次財務諸表について、以下の事項を奨励している。

- 新基準に含まれる主要な概念(例えば、IFRS第15号における個々の収益源に対する履行義務の識別、IFRS第9号における予想信用損失の見積りに使用されるモデリングの技法等)の適用方法、及び該当する場合は、それらの主要概念と企業の現行の会計方針との相違点に関する詳細な記述及び説明
- IFRS第15号、及び可能であればIFRS第9号、に係る適用スケジュール、及び企業が利用すると見込まれる経過措置に関する説明
- 既知であるか、又は合理的に見積り可能である場合は、IFRS第15号及びIFRS第9号の適用による可能性ある影響額の定量化。定量的な影響額が合理的に見積り不能である場合は、財務諸表、及びIFRS第9号については資本計画に対する見積り影響額の規模の理解のために提供される追加的な定性的情報

他の規制当局もまた、IFRS第15号及びIFRS第9号の影響に関する、企業特有の情報の必要性について強調している。

③ IFRS第16号「リース」

IFRS第16号の適用日はIFRS第15号及びIFRS第9号に比べて1年遅いため、その潜在的な影響額の開示は、現時点においては、あまり詳細に行われないと見込まれる(ただし、IFRS第15号の適用日に合わせてIFRS第16号を早期適用する予定の企業は、貸手の場合が多いと考えられるが、適用による潜在的な影響額の開示について、より検討を進めておく必要がある)。しかし、2016年において、より注意を要する可能性がある項目の1つは、

*2 本ガイドに関しては、デロイト トーマツのウェブサイト (<https://www2.deloitte.com/jp/ja/pages/finance/articles/ifrs/ifrs-ifrsinfocus-20160722.html>) を参照いただきたい。

IAS第17号「リース」において既に要求されているリース・コミットメントの開示である。財務諸表利用者がIFRS第16号に対する企業の潜在的エクスポージャーについて、この開示を出発点とするのみならず、(選択される経過措置によっては)IFRS第16号の適用開始時に認識されるリース負債との調整が要求されるからである。このため、IAS第17号の開示の正確性は、より注意深く検討される対象となる可能性がある。

これらの開示作成に係るガバナンス及び内部統制の必要性についても、見過ごすべきではない。まだ基本財務諸表に反映されていないとはいえ、こうした情報は、財務諸表の一部であり、当該目的で使用されるためには、十分に充実していなければならない。

(5) 資本と金融負債の分類

資本と負債の分類は、財務報告上、より複雑な領域の1つであり、このことは、IFRS解釈指針委員会に提出される質問の量、及び資本の特徴を有する金融商品(FICE)に係るIASBプロジェクトの期間の長さにも裏付けられている。

資本/負債分類の評価を行うにあたっては、IAS第32号「金融商品：表示」の分類に関する最優先の原則を理解することが重要である。

① 現金及びその他の金融資産の引渡しを回避する無条件の権利

資本性金融商品の主たる特徴は、その決済にあたって、現金又はその他の金融商品を引渡す義務を避ける無条件の権利を、発行者に与えていることである。金融商品の契約条件が、現金又はその他の金融商品を引渡すことを発行者に強制し得る条項を含んでいる場合、当該金融商品は、(少なくとも、部分的には)金融負債である。

金融商品の条件によっては、この規準に基づく評価は単純ではないかもしれない。以下の点に留意することが重要である。

- (配当としての、又は金融商品の償還時の)支払を拒否できる能力は、金融商品自体の特徴でなければならない。企業が契約上の義務を充足するための能力に影響を与え得る外的要因(例えば、配当可能剰余金の利用可能性)は、負債/資本の分類の評価に当たって考慮されない。
- 条件付決済条項(金融商品の発行者及び保有者の制御可能な範囲を超えた事象の発生時又は不発生時に、支払が要求される条件)は、当該要求事項が真正なものでない場合、又は発行者の清算時にのみ生じる場合でない限り、負債を生じさせる。
- 契約上の義務がない場合においても、企業が支払をする結果となる経済的強制(例えば、優先株式に対する配当を支払わない限り、普通株式に対する配当を支払えないという「配当制限条項」)は、それ自体では、金融負債を生じさせない。しかし、金融商品を資本に分類するにあたっての判断を説明するために、そのよう

な条件の開示を行うことは適切であろう。

② 発行者の自己の金融商品による決済と「固定対固定」の要件

発行者が自己の資本性金融商品を引渡す結果になり得るだけでは、契約は資本性金融商品にならない。金融商品が資本となるためには、固定数量の資本性金融商品と、固定額の現金又はその他の金融資産との交換による引渡しが必要ではない。この要件は、「固定対固定」規準と呼ばれることが多いが、企業が義務の決済にあたって、自己の株式を「通貨」として使用するような金融商品を、必ず負債に分類することを意図している。

この要件の評価は複雑になることが多いが、例えば、「固定額の現金」は、発行者の機能通貨で固定されることに言及している点に留意することが重要である。例えば、英ポンドを機能通貨とする発行者が、ユーロ建ての負債を決済するために固定数量の自己の株式を引渡す場合は、資本性金融商品の分類要件を満たさない。

「固定対固定」要件は、転換社債及び発行者自身の資本性金融商品に対するデリバティブ(例えば、普通株式の購入コール・オプション)のような複合金融商品の分類を評価するにあたっては、特に重要である。

③ 例外規定

ただし、上記の個々の原則には、IAS第32号において、厳格に定義される例外規定がある。

- 企業の純資産の比例的な取り分を引渡す義務を課す金融商品は、厳格な要件を満たす場合、とりわけ、検討対象の金融商品が、企業により発行された他のすべてのクラスの金融商品に劣後する場合には、負債には分類されない。
 - 「固定対固定」の要件は、資本性金融商品が固定金額の外貨との交換で発行される株式割当発行(rights issue)のような特定の状況においては、考慮されない。
- 上記から分かるように、この判断は、非常に複雑であり、かつ金融商品の契約条件における微妙な特徴の影響を受けることがある。したがって、この分野は、適切な開示が重要となる領域である。特に、
- 金融商品が資本又は負債の要件を満たすか否かを評価する際に適用される会計方針は、適切に開示され、かつ継続的に適用されなければならない。
 - 会計方針の適用に際して下された判断の開示を求める、IAS第1号「財務諸表の表示」の122項の要求事項が関連する可能性がある。この開示には、検討対象となる金融商品の主な特徴(例えば、額面金額、金利ステップ・アップ条項、利払期間、その他支払の要因となる事象、契約上の主要な日付、転換オプション、コール・オプション、プット・オプション)を含めなければならない。
 - IFRS第7号「金融商品：開示」の7項には、複合金融商品に組込まれ、価値が相互に依存している組込デリバ

タイプの開示に関する特別な要求事項が定められている。

資本性金融商品の重要なクラスに関係する、その他包括利益計算書上の重要な残高及び金額（例えば、企業の利益に基づいて強制的な支払が要求される金融商品が純損益に及ぼす影響）もまた、(IASBの開示イニシアチブの一環として第1号に行われた修正で記載されているような) 基本財務諸表における独立表示の候補となる可能性がある。同様に、普通株式以外の金融商品で、資本に分類される金融商品の保有者に対する分配に係る、キャッシュ・フロー計算書上での区分表示及び財務諸表注記も、そのような金融商品の影響の明確化に資するであろう。

(6) 法人所得税の影響の報告

税金は、特に大規模かつ多国籍のより複雑な企業グループにとっては複雑な分野であり、法人所得税の報告には、重要な判断の行使と重要な見積りを伴う場合が多い。これらの要因と、企業の税務に関する規制当局及びメディアの興味とが相まって、企業の税金、税務戦略、及び税務政策に対するアプローチ、税金及び税金の会計処理から生じる重大なリスク、及び税金の開示に関する年次報告書での透明性への需要は、これまで以上に増加している。

多くの点で、法人所得税の会計処理及び開示は、本ニュースレターにおいて強調される幅広い論点を有する主要な例である。例えば、

- 税金に関する会計方針は、明確かつ企業グループの状況に特有であるべきである。また、関連性がある場合には、不確実な税務ポジションの認識及び測定を含めたすべての主要な論点に言及すべきである。年次報告書の利用者にとって有用とするために、一般的な記述や決まり文句は避けるべきである。
- 法人所得税は、見積りの不確実性の一般的な発生要因となる。不確実な税務ポジションについては、特にその要因となる。具体的には、翌事業年度の財務諸表において重要性のある修正が生じる重要なリスクが存在する場合には、IAS第1号「財務諸表の表示」におけるこの点についての開示要求を、注意深く適用し、感応度又は生じ得る結果の範囲のような量的情報を含むべきである。
- 翌事業年度において重要性のある修正が生じるリスクが重要でない場合、法人所得税は、見積りの不確実性の主要な発生要因として記述されるべきでない。しかし、企業は、年次報告書の利用者に透明かつ有用な情報を提供するため、翌事業年度より後に重要な修正を見込んでいる場合には、開示をすべきである。この開示は、例えば、税金の注記に含めることが可能である。

- 法人所得税の影響は、財務業績報告に適切に反映されるべきである。例えば、「例外的」又は「反復的でない」項目の表示に関する方針は、「例外的」又は「反復的でない」項目の税金効果の報告に関して、税金の利得及び損失の報告を対象とすべきである。

税金についてより具体的であるのは、事業年度の税金費用と税引前利益との関係を説明する実効税率の調整の開示に関するIAS第12号「法人所得税」の要求事項である。この調整表では、実効税率に影響を与える主要な要因とその要因の将来における持続性に関する明確な情報を提供すべきであり、その情報では、重要な1回限りの又は通常でない項目と、反復が期待される項目とを明確に区分し、調整項目の性質や、その項目が生じた理由に関する情報を含むべきである。これは、開示の予測価値を高め、実効税率の持続性の評価に役立つ。

資本に分類される金融商品に係る税金の支払

配当支払の法人所得税への影響の表示（純損益又は資本に直接）は、IFRS解釈指針委員会における最近の議論の論点であった。具体的には、このような支払の法人所得税の影響を、過去の利益の創出に関連して分類すべきか（結果として純損益に表示）、あるいは、所有者への分配に関連して分類すべきか（結果として資本に表示）どうかに関する質問である。

2016年6月のIASB Updateには、第52B項の表示の要求事項が、配当の法人所得税への影響すべてに適用されることを明確にするために、IAS第12号「法人所得税」を修正とするIASBによる暫定決定が記述されている。これは、一定の例外を除き、純損益での表示を意味する。

これらの提案が完了するまでの一定期間の間（2017年1月に公開草案の公表が予定されている）には、財務諸表の利用者が、将来における分類変更の可能性の潜在的影響を把握することを可能にするため、重要である配当の法人所得税への影響を別個に開示することが適切となる場合がある。

① 不確実な税務ポジション

上述のとおり、不確実な税務ポジションの会計処理と開示は、特にリスクと見積りの報告に関連して、繰り返し論点となるテーマである。

IFRS解釈指針委員会が2015年10月に公表した解釈指針案^{*3}は、2017年中の最終化が見込まれている。しかし、当解釈指針案に含まれる主要な結論は、すでにこの論点に対処するための基礎として使用されているものである。

- 法人所得税負債又は資産に関する不確実性は、納付又

*3 解釈指針案の内容に関しては、本誌2016年1月号「IFRS in Focus: IASBが、IAS第12号の解釈指針案『法人所得税務処理に関する不確実性』を公表」を参照いただきたい。
(<https://www2.deloitte.com/jp/ja/pages/get-connected/pub/atc/201601/kaikeijyoho-201601-03.html>)

は還付の可能性が高くなった(probable) 場合のみ、税金負債又は資産の認識に反映されるべきである。

- 不確実性の判断を行う際に、適用する会計単位の識別には判断が要求される(すなわち、単一の法人所得税の不確実性なのか、あるいは、関連する不確実性のグループなのか)。
- これらの判断を行う際には、完全な「発見リスク」(すなわち、関連するすべての情報は税務当局が利用可能であること)を仮定する。

開示については、解釈指針案は、具体的な追加の要求事項を提案していないが、上述の開示に関する考慮事項(例えば、IAS第1号「財務諸表の表示」における見積りの不確実性の開示及び税金費用の調整に関する適切な詳細の開示)は、不確実な税務ポジションに関連がある場合が多い。IAS第12号88項も、IAS第37号「引当金、偶発負債及び偶発資産」に従った税金関連の偶発資産及び偶発負債の開示を規定している。

② 繰延税金資産の認識

IAS第12号は、将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金から生じる繰延税金資産について、(たとえ、企業が現在損失を発生させているとしても)、企業がこれらの便益を使用する将来課税所得を稼得する可能性が高い場合、同一の税務当局内での同一の納税企業体に関する繰延税金負債のレベルを超えて、企業への認識を要求している。多くの場合、企業が将来課税所得を稼得するかどうかの評価には、例えば、検討する期間(これは、恣意的な期間ではなく、企業の事実と状況に基づくものであるべきである)、タックス・プランニング戦略、将来の契約の影響等、重要な判断が含まれる。

企業は、行った判断及びこれらの繰延税金資産の認識の根拠となる証拠の開示が要求される。例えば、企業が損失を発生させている場合、繰延税金資産の根拠となる将来所得の利用可能性に関する証拠の開示が要求される。

税源浸食と利益移転

「税源浸食と利益移転」(BEPS)に関するOECD及びG20のプロジェクトは、国際的な課税状況において認識されている不平等及び不整合に対処するために開始された。この結果、今日の国際的な課税の景観の基礎となる原則を近代化し、各国の税法の基礎となる一貫したフレームワークを開発するための15の行動に関する計画が公表された。

当プロジェクトのコアとなる原則は、

- すべての収入に課税するための税金のミスマッチの削除
- 利益と価値創造との一致
- 課税当局への透明性の向上
- 協調的な方法による変更の実施

いくつかの提案は、税務リスクと複雑性を増加させると考えられたが、最終的に首尾一貫した税金の

プラットフォームを構築することは国際的なビジネスにおいて重要である。

同様に、欧州委員会は、欧州連合において税金の透明性を向上させ、より公平な税金環境を作り出すために、税源浸食と税金不正に対処するためのイニシアティブを立ち上げている。

2016年中には、イギリスとオーストラリアにおける法律変更の告知と制定を含めて、各国においてBEPSのイニシアティブに対応した骨組みづくりが開始している。

これらのイニシアティブは、税金残高の認識及び測定に重大な影響を与える可能性があるため、企業が税金に関連するリスクを検討することの重要性を強調している。

(7) その他の論点

① 資産と負債の相殺及びキャッシュ・プーリング契約

2016年3月のIFRICアップデートでは、定期的(ただし報告日時点ではない)に行われるネットティング口座への現金の物理的振替が、IAS第32号「金融商品：表示」にある、資産及び負債(当該ケースでは、ある銀行口座にある現金及びその他の口座にある当座借越残高)を相殺するための「純額で決済する意図」の要件を充足するのに十分なのかどうかという質問に係るIFRS解釈指針委員会による議論の結果が、十分ではないという委員会の結論とともに公表されている。

当該質問は、あるグループ内の各子会社が法的に別個の銀行口座を有しており、定期的に集中ネットティング口座へ残高の物理的振替を行うようなキャッシュ・プーリング契約を前提にしていたが、こうした振替は報告日に行われておらず、報告日において、グループは、子会社が次回の純額決済日前に(追加の現金を預金に入金するか、又は他の債務を決済するために現金を引き出すことによって)その銀行口座を使用すると予想している。

これらの状況においては、特定の残高(すなわち、報告日における現金又は当座借越残高)を純額で決済する意図はなく、したがって、相殺の要件は充足されていない。

現金残高と当座借越残高の相殺を求める企業は、現行の実務上、集中口座に残高が「吸い取られる」時期が委員会の結論と整合的かどうかについて検討すべきである。

② 年金スキーム

2015年6月に公表された公開草案^{*4}は、IAS第19号「従業員給付」及びIFRIC第14号「IAS第19号—確定給付資産の上限、最低積立要件及びそれらの相互関係」に対する修正を提案した。本修正案にはIFRIC第14号に対する明確化も含まれており、積立超過(又は最低積立要件による負債)を認識すべきかどうか評価するにあたって、将来の返還として企業が利用可能な金額には、他の者(通常、年金受託者)が企業の同意なしに制度加入者

への給付を増大させるため使用できる金額を含めるべきでないことを明確にしている。

IFRS解釈指針委員会は、2016年9月の委員会の会議で、IASBが本修正案を最終化することを提案した。まだ最終化されていないが、これらの修正案は、確定給付制度における年金受託者の積立超過資産に対する権利を評価する際に行う重要な判断を開示するにあたって考慮すべきである。

さらに、年金債務に対する資金調達により高度化されるにつれて（例えば長寿スワップの利用等）、そのような資産の公正価値決定方法を含めた、企業の積立戦略の適切な開示がより一層重要になってきている。

2. 2016年12月31日に終了する事業年度に強制適用となる新しい又は修正されたIFRS

下の表に記載の新しい又は修正された基準についての詳細は、次のデロイト トーマツのウェブサイト「IFRS基準別の解説」から入手できる。

(<https://www2.deloitte.com/jp/ja/pages/finance/articles/ifrs/ifrs-kaisetsu-1.html>)

IFRS
新しい基準：
IFRS第14号「規制繰延勘定」*5
修正基準：
IFRS第10号、IFRS第12号及びIAS第28号の修正「投資企業：連結の例外的適用」
IAS第27号の修正「個別財務諸表における持分法」
IAS第1号の修正「開示に関する取組み」
IFRS 第5号、IFRS 第7号、IAS第19号及びIAS 第34号の修正（「IFRSの年次改善2012—2014年サイクル」において公表）
IAS 16号及び IAS 38号の修正「許容可能な減価償却及び償却の方法の明確化」
IFRS 第11号の修正「共同支配事業に対する持分の取得の会計処理」
IAS 第16号及び IAS第41号の修正「果実生成型植物」

IFRS第14号は、従前の会計原則に従って規制繰延勘定を認識したIFRS 初度適用企業のみが適用可能となっており、これらの企業が、料金規制対象活動を（限定的な変更を伴うが）継続して従前の会計原則に従って会計処理することを認めている。ただし、当該処理によって生じる残高や損益項目は別個に表示することが求められる。

IFRS第14号は、料金規制対象活動に係る、IASBのより包括的なプロジェクトが完了するまでの暫定的な措置とされている。

(1) IFRS第10号、IFRS第12号及びIAS第28号の修正「投資企業：連結の例外的適用」

本修正は、以下の点を明確化する。

- 子会社を、純損益を通じて公正価値で測定する投資企業を、最終的な親会社又は中間的な親会社にもつ子会社は、IFRS第10号における連結財務諸表の作成（及びIAS第28号における持分法適用）の免除が利用可能である。
- ある投資企業に投資関連サービスを提供する子会社を、当該投資企業が連結するというIFRS第10号32項の要求事項は、投資企業である子会社には適用されない。
- 投資企業である関連会社又は共同支配企業に持分法を適用する際に、投資企業ではない投資者は、純損益に対するその持分を計算するにあたって、それらの関連会社又は共同支配企業が適用した公正価値測定を維持してもよい。

(2) IAS第27号の修正「個別財務諸表における持分法」

IAS第27号の修正は、IAS第28号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」に記載されているように、企業に、個別財務諸表上、子会社、共同支配企業及び関連会社に対する投資に持分法を適用することを認めている。これまでの取得原価又はIFRS 第9号「金融商品」（又は、IFRS第9号をまだ適用していない企業はIAS第39号）による会計処理の選択は維持されるが、同一区分の投資に対しては全て同一の会計処理を使用しなければならない。

(3) IAS第1号の修正「開示に関する取組み」

IAS第1号の修正は、次のようないくつかの分野で明確化を行った。

- 重要性と集約 — 企業は有用な情報を、集約又は分割

*4 公開草案の内容に関しては、本誌2015年9月号「IFRS in Focus:IASBが、2つの論点を明確化するIAS第19号及びIFRS第14号の修正を提案」を参照いただきたい。
(<https://www2.deloitte.com/jp/ja/pages/get-connected/pub/atc/201509/kaikeijyoho-201509-03.html>)

*5 欧州連合は、非常に少数の欧州の会社がIFRS第14号の適用範囲に該当することとなることから、欧州連合において当基準を使用するためのエンドースメントを実施しないことを決定した。したがって、欧州連合がエンドースしたIFRSを適用することが要求される企業は、IFRSへの移行にあたって従前の会計処理を継続する選択肢は採用できないことになる。

することによって覆い隠すべきでないこと、及び、重要性の考慮は、基本財務諸表、注記、及び他のIFRSによる特定の開示要求事項に適用される。

- 財政状態計算書ならびに純損益及びその他の包括利益計算書—IAS第1号に明示されている表示項目は、企業の財政状態又は財務業績の理解に関連性がある場合には、分解又は集約することができる。財務諸表における小計の表示についてもガイダンスが提供された。
- その他の包括利益(以下「OCI」)の部の表示—関連会社及び共同支配企業のOCIに対する企業の持分は、企業自身のOCIとして、その後に純損益に振り替えられる、又は、振り替えられることのない項目に区分しなければならない。
- 財務諸表の注記—企業は、その企業に適した注記の体系を採用する柔軟性を有している。

(4) IFRS第5号、IFRS第7号、IAS第19号及びIAS第34号の修正（「IFRSの年次改善2012—2014年サイクル」において公表）

「IFRSの年次改善2012—2014年サイクル」において導入された修正は以下のとおり。

- IFRS第5号「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業」—処分方法の変更：本修正は、企業が資産（又は処分グループ）を、売却目的保有から所有者への分配目的保有に直接分類変更する場合（又はその逆の場合）には、当初の処分計画が継続していると考え、売却計画（又は所有者への分配計画）への変更に係る会計処理の要求事項は該当しないことを明確化する。
- IFRS第7号「金融商品：開示」—サービシング契約及びIFRS第7号の修正の要約期中財務諸表への適用可能性：本修正は、譲渡された金融資産のサービシングが、IFRS第7号の開示要求目的における継続的関与に該当するかどうか、及び、相殺に係る開示が要約期中財務諸表において当然ながら求められないことを決定するための追加のガイダンスを提供する。
- IAS第19号「従業員給付」—割引率—地域市場の論点：本修正は、確定給付債務の割引率を決定する際に使用される優良社債のバスケットは、そのような社債の市場の厚みの評価とあわせ、国レベルではなく通貨レベルで評価すべきことを明確化する。
- IAS第34号「期中財務報告」—「期中財務報告書の他の部分」における情報の開示：本修正は、期中財務報告書の他の部分に表示される情報が、期中財務諸表の一部とみなされるためには、期中財務諸表において当該他の部分と相互参照し、期中財務諸表と同じ条件でかつ同時期に利用者に入手可能となるように組み込まなければならないことを明確化する。

(5) IAS第16号及びIAS第38号の修正「許容可能な減価償却及び償却の方法の明確化」

本修正は、有形固定資産に対して、収益を基礎とした減価償却方法を使用することを禁止し、そのような方法が無形資産の償却の計算にとって適切ではないという反証可能な推定を導入する。この推定は、無形資産が収益の測定値として示されるか、又は収益と無形資産の消費とが強い相関関係にある場合においてのみ、反証される。

(6) IFRS第11号の修正「共同支配事業に対する持分の取得の会計処理」

本修正は、共同支配事業の活動が事業を構成する場合の共同支配事業に対する持分の取得に、IFRS第3号「企業結合」に規定されている企業結合会計の原則を適用すべきであることを明確化する。

(7) IAS第16号及びIAS第41号の修正「果実生成型植物」

本修正は、「果実生成型植物」を、農産物の生産又は供給に使用され、1報告期間を超えて生産することが見込まれ、農産物として売却する可能性がほとんどない（付随的なスクラップ売却を除く）生きている植物として定義している。

本修正は、IAS第16号の範囲に含まれる植物が含まれ、償却後原価で、又はその他の包括利益を通じて再評価で測定される。

しかし、果実生成型植物の上で成長する作物は、IAS第41号の範囲に含まれ、売却コスト控除後の公正価値で測定され、公正価値の変動は純損益に認識される。

3. 2016年におけるIFRS解釈指針委員会のアジェンダ決定

IFRSの正式な解釈指針を開発する活動及びIASBが基準の修正を提案する活動とともに、IFRS解釈指針委員会は、アジェンダに追加しないことを決定した論点の概要（大抵、提出された会計論点の議論を伴う）を定期的に公表している。

アジェンダ決定に含まれる解釈は、正式にはIFRSの一部ではないが、会計方針を選択する際に注意深く考慮すべきガイダンスの重要な情報源である。多くの法域において、規制当局はアジェンダ決定が考慮されるであろうことを期待している（例えば、欧州証券市場監督局（ESMA）は、この影響に対する期待を公表している）。

2016年に、解釈指針委員会によって次のアジェンダ決定が公表された。

1月IFRIC Update	IFRS第5号—どの程度まで減損損失を処分グループ内の非流動資産に配分できるのか
	IFRS第5号—継続事業と非継続事業の間でのグループ内取引の表示方法
	IFRS第5号—その他のさまざまなIFRS第5号関連の論点
	IFRS第9号—ヘッジに関する経過措置の論点
	IFRS第11号—これまで保有していた持分の再測定
	IAS第12号—為替レート変動の影響に係る繰延税金の認識
3月IFRIC Update	IAS第39号—マイナス金利の環境において、組み込まれたフロアーを変動金利の主契約から分離すること
	IFRS第9号—純投資ヘッジについてのヘッジ有効部分の算定
	IAS第16号及びIAS第38号—資産購入に係る変動支払
	IAS第32号—発行企業の財務諸表におけるプリペイド・カードに係る負債の分類
5月IFRIC Update	IAS第32号—相殺とキャッシュ・プーリング契約
	IFRS第9号及びIAS第39号—条件変更された金融資産の認識の中止
7月IFRIC Update	IAS第20号—返還の可能性がある入金会計処理
	IAS第36号—資金生成単位の回収可能価額及び帳簿価額
9月IFRIC Update	IFRS第11号及びIFRS第10号—支配喪失取引の会計処理
	IFRIC第12号—サービス委譲契約において営業者が委譲者に行う支払
11月IFRIC Update	IFRIC第12号—社会基盤がリースされるサービス委譲契約
	IAS第12号—耐用年数を確定できない無形資産の予想される回収方法
	IAS第32号—可変数の親会社株式で決済される非支配持分に対する売建プット・オプション

4. 2016年12月31日に終了する事業年度に早期適用可能となる新しい又は修正されたIFRS

IAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」の30項は、公表されているが未発効の新しい及び改訂されたIFRSの潜在的影響を検討し、開示することを要求している。上記で議論されるとおり、これらの開示の十分性については（特にIFRS第15号の収益に関連しているため）、現在の規制当局の焦点の分野である。

下記のリストは、2016年10月31日をカットオ

フとしている。それ以降で財務諸表発行前にIASBによって公表された新しいIFRS及び修正されたIFRSの適用の潜在的影響を検討し、開示しなければならない。

IFRS早期適用の可能性に関して、現地のエンドースメント、又は他の規制当局、又は法的过程の影響について、常に検討されるべきである。

下の表に記載の新しい又は修正された基準についての詳細は、次のデロイト トーマツのウェブサイト「IFRS基準別の解説」から入手できる。

(<https://www2.deloitte.com/jp/ja/pages/finance/articles/ifrs/ifrs-kaisetsu-1.html>)

IFRS	発効日
新しい基準	
IFRS第9号「金融商品」	2018年1月1日 *6
IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」	2018年1月1日
IFRS第16号「リース」	2019年1月1日
修正基準	
IFRS第10号及びIAS第28号の修正「投資者とその関連会社又は共同支配企業の間での資産の売却又は拋出」	2015年12月に、IASBは、当該修正の発効日を無期限に延期することを決定した。
IAS第12号の修正「未実現損失に係る繰延税金資産の認識」	2017年1月1日
IAS第7号の修正「開示イニシアティブ」	2017年1月1日
IFRS第15号の明確化「顧客との契約から生じる収益」	2018年1月1日
IFRS第2号の修正「株式に基づく報酬取引の分類及び測定」	2018年1月1日
IFRS第4号の修正「IFRS第9号『金融商品』のIFRS第4号『保険契約』との適用」	2018年1月1日

*6 2018年1月1日より前に開始する事業年度においては、適用開始日が2015年2月1日より前であれば、IFRS第9号の以前のバージョンが適用できる。

2016年4月に公表されたIFRS第15号の明確化は、収益認識についてのIASBとFASBの合同の収益認識移行リソース・グループ (TRG) の議論で強調された多くの論点に対応している。^{*7}

同じようなグループである金融商品の減損に関するIFRS移行リソース・グループ (ITG) は、IFRS第9号の予想損失に基づいた減損モデルから生じる論点を議論するため、IASBによって設立された。^{*7}

以 上

^{*7} 収益認識についてのIASBとFASBの合同収益認識移行リソース・グループの議論の詳細は、次のデロイト トーマツのウェブサイトの「国際財務報告基準 (IFRS) 第15号 顧客との契約から生じる収益」の「収益に関する合同会議」の一連のニュースレターを、金融商品の減損に関するIFRS移行リソース・グループの議論の詳細は、次のデロイト トーマツのウェブサイトの「国際財務報告基準 (IFRS) 第9号 金融商品」の「金融商品の減損に関するIFRS移行リソース・グループの会議」の一連のニュースレターを参照いただきたい。
(<https://www2.deloitte.com/jp/ja/pages/finance/articles/ifrs/ifrs-kaisetsu-1.html>)

デロイト トーマツ Webサイトのご案内 IFRS/国際財務報告基準(国際会計基準) <http://www.deloitte.com/jp/ifrs/>

デロイト トーマツ グループでは、統一した高品質のIFRS関連サービスを広範に提供することを目的として、IFRSの専門家集団、「トーマツIFRS室」を設置し、Webサイトでも最新の情報発信や各種サービスの提供を行っています。ぜひご活用ください。

- **デロイト トーマツのIFRSサービス**
デロイト トーマツのIFRSサービスの特徴/IFRSサービスメニュー/IFRS導入の指針
- **IFRSとは**
IFRSの歴史/IFRSの構成/IFRSの特徴/各国のIFRS適用状況/日本及び米国におけるIFRSをめぐる動向/
IFRS関連略称/日本のIFRSの動向/世界のIFRSの動向
- **解説記事**
IFRS基準別の解説/IFRS公開草案等の解説/IFRSと日本基準の会計基準差異/IFRS業種別トピックス/IFRS関連ニュースレター
- **セミナー**
IFRSセミナー/IFRSオンラインセミナー
- **出版物**
市販書籍/デロイトの出版物

お問い合わせ先 トーマツ IFRS室 Tel:03-6213-1168 E-mail:jp_ifrs_service@tohmatu.co.jp